

平成24年度 第2回府中市青少年問題協議会

議事録

要旨

- 日 時 平成25年2月7日(火) 午後2時～午後3時30分
- 場 所 府中市役所北庁舎3階 第1・2会議室
- 出席委員 高野会長、高野委員、山上委員、芝委員、川村委員、堺委員、西谷委員、金子委員、川本委員、高橋委員、土方委員、松本委員、鎌田委員、伊藤委員、村越委員、吉本委員、阿部委員、影山委員、菊井委員、浅沼委員、田中委員、浅沼委員、
- 欠席委員 江田委員、佐藤委員、本間委員、吉田委員、吉野委員、黒川委員、藤田委員、原田委員
- 市職員 桜田子ども家庭部長、町田文化スポーツ部次長、今永環境安全部次長、持田地域福祉推進課長、黒澤子育て支援課長補佐、小椋教育部副参事
- 事務局 英児童青少年課長、佐伯児童青少年課長補佐、北村青少年係長、鳥海健全育成担当主査、菊池事務職員、松浦事務職員
- 傍聴者 0名

資料

1 会議資料

(1) 平成24年度 第2回 府中市青少年問題協議会 会議資料

資料1 平成25年度府中市青少年健全育成基本方針(案)

資料2 社会環境浄化活動について

(2) 児童相談所の平成24年の相談受付件数

(3) 東京都児童相談センター移転のお知らせ

(4) 東京都子供家庭総合センターのご案内

(5) けやきち通信 第2号

次 第

1 あいさつ

2 議題

(1) 平成25年度 府中市青少年健全育成基本方針(案)について

(2) 府中市内における少年非行等の現状について

(3) 児童相談の現状について

(4) 府中市における教育の現状について

(5) 社会環境浄化活動及び青少年健全育成情報紙の発行について

3 情報交換

児童・生徒の現状について

4 その他

5 閉会

議 事 概 要

1 あいさつ

会長より、開会の挨拶が行われた。

事務局より、

- ・ 新委員紹介及び委嘱状の伝達
- ・ 欠席委員の報告
- ・ 配布資料の確認

が行われた。

2 議題

(1) 平成25年度 府中市青少年健全育成基本方針(案)について

【事務局より、資料1に基づき、平成25年度 府中市青少年健全育成基本方針(案)について説明】

それでは、平成25年度府中市青少年健全育成基本方針(案)につきまして、資料に基づきましてご説明いたします。

お手元の会議資料、1ページの「資料1」をご覧ください。

この資料の構成は1～9ページが、平成25年度青少年健全育成基本方針(案)、10ページから20ページが、24、25年度の本文の比較という2部構成になっております。

さて、この基本方針につきましては、事前に委員の皆様方からご意見を頂戴し、また、市の関係課と調整をした中で、修正させていただきました。

それでは、10ページ以降の本文比較資料をご覧くださいながら、順次ご説明させていただきます。

なお、アンダーライン部分は付け加えられたもの、二重線は削除されたことを表しておりますので、ご承知おきください。

基本方針の構成でございますが、まず、前文で青少年を取り巻く社会環境の現状とそれに対応する府中市の方針を述べさせていただきました。

この部分についての大きな修正点としましては、アンダーラインのとおり、昨今の状況に鑑み、子供が被害者となる事案として、「いじめ問題」「児童虐待」「児童ポルノ」の事案例について記載しました。

さらに、昨年までは、インターネット・携帯電話等の普及による有害な情報の氾濫等の記載部分を、インターネット・携帯電話だけでなく、「スマートフォンを始めとする新たな機器の普及等」と修正しました。

また、「子ども・若者育成支援推進法」に関する記載部分も、既にこの法律に準じてお

りますので、削除いたしました。

さらに、委員の皆様から頂いたご意見等から、修正・削除している個所がございますのでご了承願います。

重点目標につきましては、本年度と同じ5項目

- 1 「心のかよう温かな家庭作りの推進」
- 2 「地域活動への参画と地域社会との交流の促進」
- 3 「豊かな創造性と情操の育成」
- 4 「相談指導体制の充実」
- 5 「地域の社会環境浄化と安全確保の推進」

となっております。

次に、12ページ以降になりますが、5つの重点目標それぞれにつきまして、それを実現するための具体的な施策を挙げさせていただいております。

まずは、12ページの 1 「心のかよう温かな家庭づくりの推進」についてですが、これにつきましては、平成24年度とほぼ同じ内容でございます、「家族の触れ合い」、「家庭での適切な養育」を重視し、対話や会話によって家族の絆を深める機会の拡充に努め、家庭教育の重要性について啓発に努めるとしてあります。

なお、修正点としましては、(2)「家庭の日」事業の推進についての項目を、(5)から(2)に変更し、「家庭」で始まる項目をまとめ、つながりを持つように変更しました。

次に、13ページの 2 「地域活動への参加と地域社会との交流の促進」についてですが、こちらにつきましてもほぼ前年度同様となっておりますが、地域のさまざまな社会活動、ボランティア活動への積極的な参加と世代を超えた交流を通じて、青少年が豊かな人間関係の中で社会性を身に付けられるよう支援と環境づくりに努めることとしてあります。

なお、前文についての記載について、明瞭化を図り文言の削除をいたしました。

さらに、青少年の自覚を「深めさせる」、「地域で実施されるスポーツや文化活動等」と文言を付け加えてあります。

その推進方法として、記載の(1)～(5)の5つの施策を実施してまいりますが、(4)につきましては、「職場体験学習」の「学習」、「5日間」の文言を付け加えております。

また、(5)の具体的な例として、「スポーツ祭東京2013のリハーサル大会」のリハーサル大会の文言を削除しました。

続きまして、14ページ下の3「豊かな創造性と情操の育成」についてです。

ここでは、青少年が芸術的、文化的あるいは自然体験などさまざまなイベントを体験するなかで、自制心や自律心、また、さらには豊かな創造性や情操を養うこととしています。

ここでも5つの施策を掲げておりますが、変更点として、(3)としましては、「郷土学習によって身近な史跡について学び」、「郷土学習」等の文言を加えました。

(4)としましては、「在住外国人との交流」等の文言を付け加えました。

(5)としましては、各関係課のご意見等を参考にし、本年度は、(5)「自然体験の機会の提供と支援体制づくり」と改正しました。

続いて、16ページの4「相談指導体制の充実」です。

青少年や保護者が、いつでも気軽に悩みを相談できる体制を充実させるとともに、市民に対して相談機関の存在を周知することを目標としています。

25年度は、16ページから17ページに記載のとおり(1)～(6)の施策を柱といたします。

主な変更点としましては、前文では、「電子ゲーム等」という文言を付け加えました。

また、ひきこもりだけでなく、「不登校」という文言を付け加えました。

さらに、(1)では、関係機関として、「警察」、「子ども家庭支援センター等」の文言を付け加えました。

府中警察署では、少年係を中心に青少年の非行防止に積極的に取り組んでおり、また子ども家庭支援センターでは、子育て家庭の育児相談などを行っております。

(4)では、講演会や相談会のみではなく、「セミナー」という文言を付け加えました。

(5)では、子どもの食育についての情報発信の必要性から、関係課からのご意見を参

考に下線のとおり、「食を通して豊かな心を形成していくために食育の発信に努め、」という文言を付け加えました。

続いて、17ページ下の5 「地域の社会環境浄化と安全確保の推進」です。

前文につきましては、「スマートフォンを始めとする新たな機器等」という文言や、先般、国会でも「脱法ハーブ」に関する話がありましたように、「非合法ドラッグ・脱法ハーブ」等に関する記載を付け加えました。

さらに、18ページに記載のとおり「事業者との連携」を、基本方針全体の重点施策としています。

コンビニやゲームセンター、カラオケボックスなどの青少年の利用が多い事業者に対し、「青少年健全育成協力店」指定制度への参加や酒・たばこを販売制限、有害図書の閲覧販売の防止などを強く求めていきます。

また、健全育成協力店指定制度連絡会を開催し、事業者や関係団体及び関係機関の連絡調整を図り、施策の充実に努めてまいります。

これ以外の施策につきましては、18ページ中ほどから20ページにかけて記載のとおり(1)～(9)の施策を実施してまいります。

主な改正点としましては、「(2) 薬物乱用や非行の防止の啓発」において、「脱法ハーブ等の使用」の文言を付け加えました。

さらに、新たな項目として、(3)「いじめの未然防止と早期対応」、(4)「児童虐待防止のための啓発」を、委員の皆様、関係各課のご意見を参考にいたしまして設置しました。

(6)交通事故防止のための啓発については、「正しい交通ルール習得のための自転車競技大会」という文言を付け加えました。

以上、24年度と比較しながら、主な改正点を中心に、平成25年度の青少年健全育成基本方針をご説明いたしました。

今、ご説明いたしました以外にも、委員、関係各課の皆様から修正等した個所が若干ございますが、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

25年度の本市における青少年健全育成の根幹をなす基本方針であります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【委員より質問】

会議資料の4相談指導体制の充実の中で、17ページに記載してある(4)若者自立支援体制の構築について質問があります。

この項目に、「子ども・若者支援地域協議会」の設置につながると記載してありますが、この協議会の活動内容と青少年問題協議会の関係性について教えてください。

【事務局より回答】

この「子ども・若者支援地域協議会」ですが、平成22年に、「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、各自治体では、関係機関と連携して、困難な子ども・若者に対して、幅広く支援するというものが努力目標に掲げられました。

この関係機関との連携であります。各分野での幅広い機関の協力が必要であり、他の自治体でも、この協議会の設置は難しいといった状況であります。

昨年、立川市でこの協議会を設置したのですが、本市でも、今後、関係機関等と連携していき、将来的に設置できるよう努力してまいります。

また、青少年問題協議会との関係性についてですが、東京都などに確認をしたのですが、性質が異なるものとのことでもありますので、別なものをご理解ください。

【委員より意見】

この基本方針は、非常に細やかに配慮され作成されていると感心いたしました。

この方針に則って、様々な事業が展開されると思われませんが、少しでも多くの子どもたちが参加できるよう、広く周知させるということをお願い申し上げます。

また、14ページの(3)については、特に地域が応援できる場面であるなど

感じています。

「青少年の居場所づくり」というものは、今後、大変必要になってくると思います。

今後、私たちが実施しております審議会でも、参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

【事務局より回答】

今後、市の広報誌やホームページ、チラシ等を作成して回覧するなどして周知を図っていきます。

また、青少年対策地区委員会で行う行事等においても周知を図っていく所存です。

【意見、質問はなし。了承】

(2) 府中市内における少年非行等の現状について

【委員より説明】

府中市内における少年非行等の現状についてお話しますが、はじめに、警視庁全体で申し上げますと、犯罪の発生状況は大幅に減少傾向にあります。

非行少年として検挙、補導された少年らは、約9,000人ですが、前年と比較しますと1,500人近くが減少しております。

減少率は、約14パーセントとなっております。

府中市の少年非行の現状ですが、補導件数につきましては689名で、前年比マイナス5名となっております、ほぼ横ばいといった状況であります。

補導内容としましては、深夜はいかいが約570件、喫煙が約100件となっ

ており、その他としましては飲酒等となっております。

次に犯罪少年についてです。

平成24年中の刑法犯として検挙した人数は90人で、前年比マイナス23人となっております。

次に、特別法犯として検挙した人数は、6人で、前年比プラス1人となっております。

主な罪種別で見えますと、刑法犯につきましては、自転車の窃盗が50件、50名となっております。

次に、万引きで36件、41名となっております。

その他としましては、自転車やタスポ等のカード類の占有離脱物横領が19件となっております、これらが主なものとなっております。

そして、特異なものとしては、強制わいせつ、強制わいせつ致傷、公務執行妨害、振り込め詐欺などがありました。

さらに、後ほどお話しさせていただきますが、自動販売機ねらい、器物損壊、窃盗事件では、20名の少年らを検挙しました。

特別法犯では、主に迷惑防止条例違反であります客引きや痴漢、風適法違反であります客引きや出会い系サイト、また、薬物事犯での検挙もありました。

先ほど話しました自動販売機ねらい、器物損壊、窃盗事件についてお話しします。

昨年の6月ころから、府中管内の公園などにおいて発生したものになります。

自動販売機のプラスチックのパネル部分は、簡単に壊すことができます。

そこから手の中に入れますと、リモコンのスイッチみたいなものがありますので、そのスイッチを操作し、犯行に及んでいた事案になります。

この事件につきましては、府中警察署と少年事件課が共同して捜査を行い、通常逮捕3名、触法少年2名を含め20名の少年らを検挙・補導しました。

その20名ですが、13名のグループ、7名のグループの2つのグループに分かれておりました。

先ほど申し上げましたが、平成24年中に、検挙、送致した人数は90名とお話ししました。

しかし、110番通報などで警察署に同行されてくる少年らは、合計で218人であり、昨年比マイナス4件でありました。

実際に送致する件数は90名で、同行された少年の数は218名で、100人以上の少年が送致されていません。

この理由としましては、被害届を提出しないといった事案や、14歳未満の触法少年の事案などがあることが原因であります。

このような状況の中、警視庁では、昨年からは環境美化活動等の社会参加活動として、昨年の5月と7月に、石神井署管内にあります農地に犯罪少年らを集めて、非行を犯した少年らの社会貢献と規範意識の醸成を図り、社会全体で少年の立ち直りを支援することを目的として農業体験を実施しました。

先ほど話しました自動販売機ねらいについてですが、少年らの立ち直りを支援することを目的としまして、本年の1月19日に、府中署、少年事件課、府中市役所、学校、地域、青少年対策地区委員会、保護司、少年補導員の皆様のご協力のもと、市内にあります小柳公園で清掃活動を実施しました。

そして、本年1月22日に、自動販売機業者と今後の被害防止の対策について会議を実施しました。

これは、自動販売機ねらい防止会議といった名称で、全国清涼飲料興行会、日本自動販売興行会の方々が参加してくださいました。

警視庁からは、少年事件課が参加し、今後について積極的に事件として取り扱っていくことの確認と、自動販売機自体の構造に問題があるとのことから、その構造の変更について申し入れをしました。

今後につきましては、少年の犯罪について積極的に事件化を図り、非行の芽を摘むということ、さらには、非行を犯した少年らの立ち直り支援にも力を入れていき、学校や地域の方々とさらに連携をとり、社会の一員として貢献できるとい

った少年らを育てていくことを目的として、今まで以上に積極的に努めていきます。

以上です。

【意見、質問はなし。了承】

(3) 児童相談の現状について

【委員より資料「児童相談所の平成24年の相談受付件数」、「東京都児童相談センター移転のお知らせ」、「東京都子供家庭総合センターのご案内」に基づき説明】

多摩児童相談所の状況について、お配りした資料をもとに話していきます。

最初に、お断りしておきたいことがあります。

児童相談所の正式な公表数字については、年度統計ということで、4月から3月までの年度統計を正式な公表数字としております。

今回、この青少年問題協議会が開催されるということで、1月から12月までの年統計で作成しました。

この数字は、われわれ職員が、一つずつ手で拾い上げた数字となりますので、あくまで概数であるということをご理解いただきたいと思います。

それでは、資料に基づいてお話していきます。

最初に1ページの上の図ですが、東京都には11の児童相談所があり、受け付けた相談件数の合計であります。

この資料の中で、4,340と記載のある数字が、児童虐待の相談受付数になります。

児童虐待につきましては、ここ3年ほぼ横ばいといった状況で推移しております。

また下の数字にあります1, 359ですが、これは非行に関する相談受付件数となっており、資料を見ても分かるように、ここ7、8年間はほぼ横ばいで推移しております。

1 ページ下の図については、多摩児童相談所の相談受付件数となっております。

多摩児童相談所では、府中市、調布市、多摩市、稲城市の4市の方々からの相談を受け付けていますが、多摩児童相談所でいいますと、児童虐待の相談受付件数については、若干減少傾向にあるといえます。

しかし、逆に非行相談については、平成23年に減少したものが再び増加している傾向にあります。

裏面の資料を見ていただきますと、多摩児童相談所で受け付けた虐待と非行に関する相談について、各市町村別に分けて表示してあるものになります。

この上のグラフに表示してあるのが、虐待相談の受付件数となっております。

府中市で見えますと、平成22年100件あった虐待相談件数が、平成23年は89件、平成24年は70件となっており、減少しております。

また、下のグラフは、非行相談の受付件数となっております。

非行相談については、虐待相談とは異なり、増加傾向にあります。

府中市で見えますと、平成22年15件あった非行相談件数が、平成23年は17件、平成24年は20件となっており、増加しております。

虐待相談について言いますと、特に府中については、子ども家庭支援センターが機能し、第一時的に市の方に虐待の通告がなされ、ケースによって市での対応が困難であるといった場合には、児童相談所の方に連絡が来るといった体制がかなり進んできたと感じております。

まず府中市で対応を行い、そして、虐待に対する予防、啓発にかなり力を入れてきている結果であるとみております。

非行について言いますと、なかなか難しい状況であると感じております。

今話してきたことが、平成24年までの多摩児童相談所の傾向であります。

もう一つ、この場を借りて、お話をさせていただきたいことがあります。

東京都児童相談センター移転のお知らせという資料と東京都子供家庭総合センターのご案内というリーフレットをお配りさせていただいております。

東京都児童相談センターは、地域の児童相談という機能を持っておりますが、あわせて東京都全体の11の児童相談所を統括する役割を持っております。

今回、東京都児童相談センターが移転するということですが、資料を見ていただければわかると思うのですが、東京都児童相談センター、東京都教育センター、警視庁の新宿少年センターが一つの建物の中に入って、必要に応じて連携しながら相談に対応していくという試みを始めていこうとしております。

今年の2月2日に、開所式を開かせていただきましたが、荷物等の引っ越しについては、今週末から順次行っていきますので、2月中には、新しい建物で、3機関連携しながら対応していくことになっております。

ここで、児童相談所の関係で一つ注意してほしいことがあります。

資料をみていただきたいのですが、この中で、夜間、緊急の連絡先を示させていただいております。

多摩児童相談所につきましては、平日の日中であれば相談を受け付けることはできますが、土、日、祝日の日中につきましては、それぞれの児童相談所の職員が、東京都児童相談センターに集まって対応するという、あるいは、夜間については、連絡相談員が相談を受けるということになっております。

そして、移転に伴って、電話番号が変更となっておりますので、緊急連絡の場合など、2月18日以降は、こちらの電話番号に連絡していただければと思います。

当面の一年間は、変更前の番号に電話したとしても、新しい番号をご案内しておりますので、よろしくお願いいたします。

報告については、以上です。

【意見質問はなし、了承】

(4) 府中市における教育の現状について

【委員より説明】

それでは、私の方から、府中市における教育の現状、動きにつきまして、基本的なことを3点お話させていただきます。

より具体的な学校に関することにつきましては、本日まで出席されております小、中学校の校長先生の方からお話していただけたと思います。

最初に、現在進めております大きな課題としまして、平成16年度から10年間の教育施策を定めました府中市学校教育プラン21が、来年度で区切りの時期を迎えます。

このことで、次世代の教育を担う学校教育推進計画として、第二次府中市学校教育プランの策定に入っております。

この策定については、昨年の11月からスタートしました。

今までの教育プランの成果、課題をしっかりと捉えながら、府中市の特色、強みを前面に打ち出して、府中市の子どもたちが主体的に学びと育ちを実感できる学校教育の実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

さらに、小、中学校がさらに連携を深めて、9年間を通して、学びと育ちを支えていく。

そして、府中市独自のコミュニティスクールの実現、これも大きな柱の一つですが、その他の方策も含めて取り組んでいきたいと思っています。

これが、一つです。

二つ目についてです。

皆様方から、大変な心配をしていただいております、いじめの問題や体罰への対応でございます。

全国的にいじめの問題があらわになってきまして、皆様方には本当にご心配をおかけしております。

各学校では、当然のことではありますが、全校体制で、いじめを見逃さない体制づくりに全力をあげています。

それに加え、教育委員会としても、昨年、いじめに関する教育委員長からのメッセージや定期的に指導主事が学校訪問に向かいまして、学校と共にいじめを見逃さない取り組みを進めております。

今後であります、家族や地域の方々、本委員会の皆様方との連携を強め、専門的なご意見をいただきながら、市を挙げていじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいりたいと思っております。

また、体罰についてですが、東京都教育委員会、府中市教育委員会では、これまでの教職員による児童、生徒に対する体罰について、毅然とした対応をしてきました。

各学校では、サービス事故防止の研修を定期的に行っておりますが、それでも体罰に関するサービス事故は0にならないというのが現実です。

これらのことは、申すまでもなく、その根底に人権尊重教育の推進とが深く関わっております。

今後も、いじめの未然防止や体罰の根絶について取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、現在の小、中学校の問題について、気になる点についてお話しします。

府中市の子どもたちは、全体的に見まして、概ね落ち着いた学校生活を送っていると受け止めています。

その一方で、いじめの問題、あるいは不登校や健全育成上の課題も気になるころであります。

また、学力や体力の向上心の教育面でも、さらなる指導の充実を図る必要があると感じております。

確かな学力の形成や体力を向上させるということは、児童、生徒の健全育成に深く関わっていると受け止めています。

先般行われました市長とPTAの懇談会においても、いじめの問題や中学生の非行に関する話題もでていたところでございます。

大変難しい課題ではありますが、何よりも学校が中心となって、児童、生徒、保護者とよく話し合っ、協力して課題に取り組んでいくことが、大切であると考えております。

目の前にいる児童、生徒をどのように育成していくのか、学校、地域、保護者が共通の目標や願いを持つことなしに、健全育成は図れないと思っております。

今後とも教育員会としまして、学校と情報を共有し、皆様方関係機関と連携をさらに強めて、力を合わせて府中市の青少年の健やかな成長の実現に努力してまいります。

今後とも、本委員会の皆様方のご協力をいただきながら、子どもたち一人一人の状況をとらえて、個に応じた指導の充実を図り、健全育成の課題に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

【意見質問はなし、了承】

(5) 社会環境浄化活動及び青少年健全育成情報紙の発行について

【事務局より、資料2「社会環境浄化活動」及び会議資料「けやきち通信 第2号」に基づき説明】

事務局から、議題（5）社会環境浄化活動及び青少年健全育成情報紙の発行について、ご説明申しあげます。

お手元の会議資料2 1 ページ 資料2 をご覧下さい。

1 番の「府中市青少年健全育成協力店指定制度」の推進状況につきましては、昨年11月の「子ども・若者育成支援強調月間」中に、青少年対策地区委員会の方々に、未加入店舗に対する協力要請活動をしていただきました。

その結果、現在、142店舗の事業者のご理解ご協力を得て事業を推進しております。

また、強調月間中の11月29日に、「協力店連絡会」を開催し、意見・情報交換等を行いました。

今回の連絡会では、警視庁から東京都青少年・治安対策本部へ派遣となっております湯澤憲治様に「万引きをさせない地域環境づくり」というテーマで、ご講演をいただきました。

当日は、協力店事業者や連絡会委員のほか、青少年対策地区委員やPTA会長の皆様にもご出席をいただき、大変有意義なものとなりました。

今後につきましても、青少年対策地区委員会をはじめ関係機関の皆様にご協力をいただき、より良い環境づくりを推進していく予定でございます。

次に2番の「事業者に対する未成年者飲酒・喫煙防止協力依頼」について、ご説明いたします。

飲酒・喫煙等、青少年による非行を未然に防止するため、昨年12月、府中警察署及び青少年対策地区委員会の協力を得て、京王線府中駅周辺のコンビニエンスストア、酒店を中心に21店舗を訪問し、「酒・たばこ販売時の年齢確認の徹底」について協力を要請いたしました。

その他の地域におきましても、青少年対策地区委員会の方々が事業者に対し文書を配布しております。

次に3番の「図書類収納自動販売機の設置業者に対する調査活動」についてご説明いたします。

東京都青少年健全育成条例に基づき、市内の図書類収納自動販売機を調査しております。

昨年12月に調査を実施した結果、21ページ下段の表にありますとおり市内における図書類収納自動販売機の設置台数は前回調査から1台減り、1箇所3台でした。

今後も都の主管課・警察との連携を密にし、効果のある調査・監視活動を実施していく予定でございます。

次に4番の「飲酒に関する啓発活動」についてご説明いたします。

本年も、成人の日記念「青年のつどい」会場において、府中警察署・交通安全協会のご協力を得て、飲酒に関する啓発活動を訴える啓発物の配布を行ないました。

今後も、さまざまな機会をとらえて、青少年に対する啓発活動を実施していきたいと考えております。

次に、お手元にお配りしております、見開きB3サイズの「けやきち通信」をご覧ください。

皆様のご協力のおかげで、今回、青少年健全育成情報紙「けやきち通信第2号」を無事に創刊することができました。

25,000部発行し、市内各小・中学校、高等学校、文化センター等の施設のほか、各地区青少年対策地区委員会、健全育成協力店等に配布しております。

皆様のご意見・ご要望等を反映し、来年度以降よりよい紙面といたたく存じますのでご協力をよろしくお願いいたします。

【意見質問はなし、了承】

3 情報交換

児童・生徒の現状について

【委員より小学校の現状を説明】

最初に、前回7月の会議以降ということになりますので、明るい話題から提供できればと思います。

10月に府教研の文化祭行事として連合陸上記録会が、全校6年生参加のもと、実施することができました。

各校に分かれて開催されていますが、どの学校も練習の成果を発揮して、また、陸上競技場を使つての競技となりますが、普段使わない環境の中で、運動と親しみ、今までの練習の成果を発揮することのできた記録会となりました。

それから、11月29、30日には、連合音楽会が開催されました。

これは、各学校によって異なりますが、4年生から6年生の児童が練習の成果を府中の森芸術劇場のドリームホールで発表することができ、緊張感の中にも素晴らしい環境の中で練習の成果を発揮することのできたことは、府中の子どもたちにとって恵まれた環境にあるということ、今後も大事にしていきたいなと思っております。

続きまして12月10日には、5年生のオーケストラ鑑賞教室が開催されました。

プロの音楽が聞けるということで、東京都交響楽団の演奏で、いくつかの曲と楽器を一つ一つ紹介しながら実施するという取り組みを行っているところであります。

来年度からは、5年生対象だったものを4年生に引き下げることであり、今年度は4、5年生対象に鑑賞教室に参加させていただくことができました。

やはり、こういう取り組みができるのは、府中市、府中市教育委員会の支援があるからであり、校長会としましては、とてもありがたく思っております。

次に、インフルエンザについてですが、少し収まりつつあるという傾向です。

小学校の方では、学級閉鎖がかなりの数で出ていますが、例年、西側から学級閉鎖が始まってくるのですが、今年度はどちらかという、東寄りから始まってきました。

私が把握しているところでは、小、中33校あるうち、小学校は7校、中学校で

は8校であり、油断は禁物ではありますが、なんとかこの数でおさまってほしいという思いがあります。

それから、教育委員会の協力校としまして、小学校3校が研究発表会を行いました。

各学校の校内研究ということで、テーマを決めて取り組んでいるところではありますが、2年間または3年間かけて、テーマを決めた取り組みをしているところです。

この研究発表会は、各学校から、研究発表に参加し、子どもたちの学習していく姿をお互いに見合うことができるということで、教員同士も良い刺激になりますし、また子どもたちも参観していただくことで日ごろの学習活動を発揮することができるというとても大事な教育活動の一つかと思っています。

どの学校の子どもたちも本当に来校者に対しては、良い挨拶ができますし、学習中の姿勢もよく取り組んでいるところが見ることができました。

日ごろの教員たちの頑張りも、そこで発揮することができたかなと思っております。

さて、この青少年問題協議会、健全育成を目的としており、小学校の今の現状からしますと、今度の基本方針の中でも触れていますが、子どもたちの置かれている状況の中から、お友達同士の喧嘩が発生したときに、その解決がとても難しくなっているという現状が増えています。

今までは、ちょっと上の人が喧嘩を仲裁しておさまったものが、最近は、しばらくすると、あの時こうだった等、ずっと引きずってしまう傾向にあります。

本年度、小学校では、8校スクールカウンセラーがおりますが、そのスクールカウンセラーや教育センターの巡回相談、メンタルフレンド等、その人たちが個別に子どもたちと向かいながら対応したり、学校の中での課題解決に当たってはいますが、なかなか思うように解決に至らないというところ、これが、小1プロブレムというところに繋がっているのかなと感じているところです。

各学校では、教育センター、タッチ、児童相談所との連携もさらに図っているの

ではないかと思えます。

小中連携も含めて、小学校の子どもたちが、しっかりと中学校に繋がれるような取り組みも始めているところですが、個別の課題をそこで止めるのではなくて、しっかりと共通理解を図って、9年間しっかりと見守っていけるように校長会としては、小中の連携を図っているところです。

スクールサポーターも定期的に学校に回っていただいておりますので、生活指導上の課題などについても早めに連携が図れ、何かあった時にはすぐに情報をいただけるというシステムになっていますので、小学校については、大きな事件等はないと捉えているところです。

しかし、外での生活の中では、大きな事故等になってはいませんが、自転車による交通事故等が発生しており、地域の方々からは声が届いておりますので、日ごろから、子どもたちには、交通ルールを含めて生活のルールを話していますが、そういった中で、なんとか無事に子どもたちは生活することができているといった状況が、現在の小学校の状況です。

先ほどもお話ししましたが、挨拶がしっかりとできる子どもは、トラブルが発生しても解決できますが、家庭の様々な問題などが引きずるなど、愛情不足というのでしょうか、そういった状況にある子どもについては、問題解決には若干時間が掛かるといった傾向にあるのかなと感じているところです。

以上です。

【意見質問はなし、了承】

【委員より中学校の現状を説明】

いつも地域において、ご協力をいただきありがとうございます。

私の方からは、最初に、中学校校長会におけるお話をさせていただき、その後、

中学校の状況についてお話をさせていただきます。

今年の中学校長会でのテーマは、連携です。

まず一点目は、小学校との連携です。

小中学校で互いの教育課程の接続を目指して、一貫した9年間の学びを作っていることを進めてきました。

本年度は、様々な面で連携できたと考えています。

来年度は、全小中学校で、6月に合同の研修会が予定されています。

教育委員会の力を借りながら、11校の中学校にそれぞれの小学校の教員が集まり、合同の研修会を実施します。

その後、各学校で2回目の研修を設置する予定となっています。

二点目は、今年度、市内の公立高校であります府中高等学校、府中東高等学校、府中西高等学校、府中工業高等学校、府中農業高等学校と連携を深めることができました。

中高校長連絡協議会として、年に3回、各学校の校長が集まり、情報の共有を図りました。

また、教育委員会が主体となり、高等学校との協定を結んでいただくなど、前向きに進めることができました。

三点目は、府中警察署との連携をさせていただきました。

中学校長と府中警察署との連絡協議会を、今年度初めて開催しました。

府中警察署からは、生活安全課長、少年係長に参加いただき、情報交換等をさせていただきました。

今後も、さらに進めていければよいと考えております。

次に、中学校の状況についてお話しいたします。

前回7月に行われたこの青少年問題協議会以降、大津市におけるいじめ問題が発生し、各中学校は、いじめ問題について今まで以上に取り組んでまいりました。

校長からの講話、いじめの調査の実施・指導や大人からのメッセージなど、夏休

みを挟んでの長期間、継続的に進めてまいりました。

本校では、9月29日にマスコミでも報道されましたが、東京都教育委員会主催の「いじめ防止のためのシンポジウム」が開催され、管理職である私と副校長の2人で、参加してきました。

いじめを受けた経験のある社会人、高校生や中学生が壇上に上がり、パネルディスカッションを中心とした形式で進みましたが、その会に参加して、あらためて、いじめに関する子どもたちの考え方、心情を察することができ、大変有意義でした。

そして、その会で得たものを学校に持ち帰り、伝達講習を実施したり、朝会などで生徒全員に話をしました。

更に、保護者会や地域の青少年対策地区委員会でも話をさせていただきました。

また、12月20日には、東京都教育委員会主催の「学校におけるいじめ問題の解決に向けた研修会」が開催されました。

この会には、本校から生活指導主任を参加させ、昨日、校内で伝達講習会を行ったところです。

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害であり、どの学校にもどの学級にも起こりうるという基本的な認識に立って、いじめ0を目指して取り組んでいかなければならないことを、あらためて感じました。

あともう一点お話しさせていただきます。

現在、市内中学校で心配なことが続いています。

生徒の暴力行為です。

関係機関と連携して取り組んではいますが、なかなか解決に至らず、苦慮しています。

いくつかの学校の生徒が、集団で暴行をするケースが多く、市内のみならず市外の学校との繋がり、特にフェイスブックやミクシー、ラインという通信手段を利用し、子ども同士がいち早く連絡を取り合い、トラブルになるというケースもあるようです。

将来責任ある大人として成長する子どもたちのために、しっかりと正しいことを学んでもらうためにも、関係機関と連携して進めていきたいと思っております。

以上です。

【委員より質問】

子どもたちのことであるので、答えられる範囲でお願いします。

先ほど、吉本委員からもお話がありました自動販売機荒らしの事案、そして、今報告のありました暴力事案もそうですが、市内の各中学校が関わっているということで、中学校としてそれらの行為をした個々の子どもたちに対して、どのような指導、対応をしているのですか。

中学校と小学校や高校、警察との連携など、外における連携は始めているということですので、学校内部における対応などについて教えてください。

【委員より回答】

子どもの事案については、いろんなケースがありますので、そのケースによって異なりますが、当然、学校でも子どもが警察に関わったりするなどしたら指導の対象となります。

状況を詳細に確認するために、該当生徒から聞き取りなどを行います。

そして、関係する生徒らがでてきた場合は、関係機関と連携しながら詰めてくのですが、被害者等もいることですので、被害届が提出された場合などについては、府中警察署との連携を図り対応していきます。

学校内での対応は、子どもたちに対して、人として正しいことを教えること、保護者と連携を取って家庭でも教育していただくなど働きかけをしています。

【委員より意見】

ありがとうございました。

学校や警察だけの対応であると、やはり難しい部分もあると思いますので、関係機関との連携を図りながら、やはり地域の協力を得ながら、協力してほしいと思います。

やはり、中学生であるので、学校でどのように指導していくのかというものが第一であると思いますので、今後も子どもたちのためによりしくお願いします。

【意見質問はなし、了承】

4 その他

【文化スポーツ部次長より説明】

私から、2点報告をさせていただきたいと思います。

まず1点目ですが、第66回府中駅伝大会についてです。

本年も恒例となりました駅伝大会が、府中警察署をはじめ、関係機関、関係団体等のご協力をいただきまして、2月11日の建国記念の日に開催される予定になっています。

本年は、一般男子から中学女子まで5部門300チーム、運営にあたります役員を含めると2,000人を超える選手、役員で開催される予定になっています。

特に中学の部におきましては、昨年、機会計測を導入したことに伴い、参加するチーム数に上限を設けていたものを撤廃いたしました。

その関係で、毎年参加チームが増えています。

今年は、中学男子が53チーム、昨年に比べ11チーム増えています。

女子につきましては、31チーム、これも3チーム増えています。

本年から、大会開催中、府中警察署の全面的なご協力のもと、多摩川の風の道における自転車の通行規制を行うこととなっております。

これにより、選手の安全確保が十分はかることができるものと思っております。

その他としまして、今年は、スポーツ祭東京の啓発の一環としまして、市橋有里さん、この方は、高橋尚子さんが金メダルと取りましたシドニーオリンピック日本代表選手であった方であり、市橋選手は15位だったのですが、当日、ゲストランナーとして参加します。

国体推進室においても、若手のメンバー、室長も含め駅伝に参加させていただき、国体の啓発を図っていきます。

委員の皆様においては、大変お忙しい中と思いますが、当日、中学男子、女子のスタートが11時20分となっておりますので、お時間がありましたら一生懸命走る選手たちを応援していただけたらと思います。

2点目についてですが、スポーツ祭東京2013についてです。

第68回国民体育大会、第13回全国障害者スポーツ大会、これがいよいよ本年開催の年となりました。

昨年7月に開催されましたこの青少年問題協議会でもお話をさせていただきましたが、軟式野球、サッカー、卓球競技が正式種目として、府中市を会場に開催されます。

昨年、この3つの競技について、リハーサル大会を実施しまして、今、その反省点等を踏まえながら、更なる啓発の準備を進めています。

本年実施する直近の事業につきましては、2月16日にルミエール府中において国体の正式種目とは異なるのですが、デモンストレーション種目としまして、フォークダンスの啓発事業が行われます。

また、3月23日に府中の森芸術劇場ドリームホールにおいて、ダブルダッチコンテスト2013という二重の縄跳びを使った競技の全国大会が府中市で開催されます。

もしお時間があれば、こちらの方にも来ていただければと思います。

その他に、現在、ポスターコンクールの作品募集を行っており、市内の小中学校には、既にお願いはしているのですが、この国体に関して広く周知を図るとともに、全国から集まってくる選手たちを激励するという目的で実施します。

優秀賞に選ばれた作品については、今後、市内に掲示するとともに、選手たちが食べるお弁当の包装紙のデザインに使っていただこうと考えおります。

なお、2月28日までの今月いっぱいまでを募集期間としていますので、関係の方々がおられましたら、募集の周知の方もよろしくお願いします。

あと、9月23日、味の素スタジアムで、府中市全域を対象としまして炬火リレーを開催します。

オリンピックでは、聖火といますが、国体では炬火といます。

各市でも、この炬火の祭かを行い、それを集めて、味の素スタジアムの聖火台に点火いたします。

府中市におきましては、一般募集等を行い、市民の皆様には炬火を重送してもらいたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

いずれにしましても、この、スポーツ祭東京2013の成功は当然ではありますが、これを機に、全国から集まる選手や役員の方々が大勢いますので、府中市のPRの絶好の機会だと思っております。

こちらの方にも力を入れていくとともに、この大会が一過性のものに終わらず、これを契機としまして、府中市のスポーツ振興に繋げていければと思っておりますので、委員の皆様にも絶大なご尽力を賜りますようお願いいたします。

以上です。

5 閉会

会長より、会議の終了を宣言され、協議会は閉会となった。